

東京高連ニュース

発行
東京高齢期運動連絡会
電話：03(5956)8781
fax:03(5956)8782
em:tokyo.koureik@gmail.com
発行人：福井典子

東京高連定期総会 今年中止します

議案はお届けする書面での 議決をお願いします

新型コロナウイルスの感染が広がっています。全国の感染者は4月12日現在7000人を越えました。中でも東京は感染者が急増する状況になっています。医療現場は経験したことのない困難に直面しています。医療をはじめ介護、福祉、公務など多くの現場では深刻な状況の中で多くの仲間の命がけの奮闘が続いています。東京高齢期運動連絡会は、この状況のもとで、

感染の拡大をふせぎ、命を守ることを最優先にするべきであると考え、年次総会を中止しました。書面による議決をもって2020年度をスタートします。加盟団体、地域組織には、総会中止のお知らせ

感染拡大をふせぎ、 命を守りましよう

『まず感染をふせごう』
感染拡大をふせぎ命を守ることを最優先しましよ

場合重症化しやすいと言われている。生活のために最低限必要な場合以外は外出を控え、人と会わないようにして、自分が感染しないように、気づかないうちに感染して感染を広げないように、最大限の注意を払いましよう。

『高齢者の孤立と困窮をなくそう』

さまざまな活動が制限される中で、高齢者が孤立しやすい状況が生まれています。低年金、無年金で働かざるをえない高齢者が就労の場を失い困窮する状況が生まれています。感染の危険をさけながら、日頃からの地域の運動のつながりを生かして、工夫してみんなで声をかけあい見守りあい、困っている高齢者を援助しましよ。

『声をあげよう』

新型コロナウイルスの感染拡大をふせぐため、命と暮らしを守るための切実な要求を自粛する必要はありません。先頭に立って奮闘している公立

病院・公的病院の統廃合を狙う国へ、都立病院公社病院の独立行政法人化を狙う都へ、コロナウイルスに乗じて改憲策動を進めようとする安倍政権への抗議も控える必要はありません。高齢労働者のフリーランス化有償ボランティアを進める高年法改定に

「これでも都立病院の 独立法人化」強行するのか！

は、FAXでの抗議の集中が行われました。公立公的病院統廃合反対のインターネット署名への賛同者は間もなく1万人に達します。感染機会を増やす集会やデモは避けながら、形を工夫し、条件を生かして声を上げていきましょう。

機関の68%が都立病院です。

「有事に対応できない行政に改悪したんだから根本からの間違いなんですよ」「有事の時のことは考えが足りなかった」これは、前維新代表（元大阪府知事・大阪市長）の橋下徹氏が、自分のツイッターでぼやいた言葉です。緊急時に即時対応し、都民の生命・健康を守ることが自治本当の役割です。今回の新型コロナウイルス感染症でも、率先して都民の命と健康を守るために働いているのが都立や公社病院です。都内にある感染症指定医療

都民の生命・健康を守ることを優先させる都立・公立病院の独立法人化は絶対中止すべきです。教訓と歴史に学ぼうとしない政治家・都知事はいりません。

日本高齢者大会inながの 一年延期の方向

日本高齢者大会inながのは、来年9月まで1年間延期する方向です。

新型コロナウイルスの感染が広がり、感染終息の予想が立たないため、9月25日全体会、26日講座分科会を予定していた日本高齢者大会inながのは、1年間延期する

方向で調整することになりました。

正式には、6月8日に予定されている日本高齢期運動連絡会総会で決定されます。

今提示されている案は(第1案) 来年9月3、4日(金・土)、(第2案) 23、24日(木・

金)、(第3案) 24、25日(金・土)の3案を候補に日程の調整が始まっています。

各団体の行動予定の關係で、都合の悪い日程があれば連絡ください。

5月12日に予定していた 二つの大会の成功をめざす 東京実行委員会も延期

東京のどいば、11月16日の会場確保

日本高齢者大会とゆたかな高齢期をめざす東京のどいばを成功させる東京実行委員会は5月12日に今年度の発足総会を開く予定でしたが、予想を超えるウイルス感染の広がりを考慮して、延期することになりました。

状況を見て会議開催が可能になった時点で開催を呼びかけます。

なお第31回ゆたかな高齢期をめざす東京のどいばは、全体会の会場として11月16日(月)の杉並公会堂を予約していますが、実行委員会が開

けるようになった時点で、どのような形で開催するか相談して決めていくこととなります。



高齢労働者を フリーランス化有償ボランティア化 安倍政権

「高齢者雇用安定法改定」を強行

東京高連・性急な採決に抗議

高齢者雇用安定法見直しを含む雇用保険法等一部改正が強行されました。

多くの高齢者が年金だけでは暮らせず、65歳を越えても働いています。今回の改定は、65歳から70歳までの雇用・就労の機会を与えることを事業者の努力義務としています。しかし、その

内容には、労働契約でない業務委託や有償ボランティアとして労働関係の法律の保護を受けない形で高齢者を働かせることを可能とする仕組みが組み込まれています。

改定の裏には不足する介護労働に元気な高齢者を無権利のボランティア

で使おうとする意図も見え隠れします。

私たちは、高齢者が無理をして働かなくてもいいように、生活できる最低保障年金制度を創設するべきだと考えています。まして、労働基準法や労働安全衛生法や労働災害補償法などの保護を外して高齢者を働かせることには絶対反対です。

このような制度が高齢者に適用されることは、現在でも非正規労働が増え続ける全世代の労働者に、さらに労働契約から業務委託など労働法制に守られない形での働き方への切り替えがひろがる呼び水となる恐れもあります。

東京高連は、①性急な採決をやめ、法案ごとに切り分けて慎重に審議すること、②業務委託や有償ボランティアなど、高齢者を労働関係の法律に保護されないかたちで働かせることを可能とする内容を削除することを求める緊急要請を、参院議長、参院厚労委員長、首相、厚労相にFAX送付しました。

厳格な労使合意、本人合意制度の要求、労働組合による職場で歯止めが課題となっています。

